第９　苦情処理に関する義務
事業者は、雇用管理情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
また、事業者は、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。
なお、担当窓口名及び係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先については、本人の知り得る状態に置かなければならない。
第10　その他事業者が配慮すべき事項
１　事業者は、第８に定める保有個人データの開示その他雇用管理情報の取扱いに関する重要事項を定めるときは、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて、協議を行うことが望ましい。
２　事業者は、当該重要事項を定めたときは、労働者に周知することが望ましい。
第11　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
事業者は、その取り扱う雇用管理情報（委託先が取り扱うものを含む。）について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次に掲げる対処を実施することが望ましい。
１　事実調査及び原因の究明
事実関係につき調査を行い、法違反又は法違反のおそれを把握したときは、その原因の究明に当たる。
２　影響の及ぶ範囲の特定
１の規定により把握した事実による影響の及ぶ範囲を特定する。
３　再発防止対策の検討及び実施
１の規定により究明した原因を踏まえ、再発防止対策を検討し、速やかに実施する。
４　二次的な被害の発生等の防止
特に個人データの安全管理について法違反があった場合には、二次的な被害の発生又は類似の法違反の防止を図るため、事実関係等について速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、事実関係及び再発防止対策等について、速やかに公表することが望ましい。
５　主務大臣及び認定個人情報保護団体への報告
事業者は、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止対策等について、速やかに主務大臣に報告するよう努めなければならない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合は、当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。
第12　勧告、命令等についての考え方
法第34条に基づく勧告、命令及び緊急命令については、厚生労働大臣が各事業所管大臣と連携して手続を行う。
法第34条第２項又は第３項の規定に基づく命令に違反した者は、法第56条の規定に基づき、６月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科される。
第13　他の個人情報保護に関するガイドラインへの留意
雇用管理情報については、本ガイドラインによるほか、次に掲げる事業者が行う事業を所管する大臣等が策定したガイドラインその他の必要な措置に留意する。
１　個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン
２　労働者派遣に係る事業を行う者については、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第137号）
３　労働者の募集を行う者については、「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針」（平成11年労働省告示第141号）
４　雇用管理情報のうち、健康診断の結果等の労働者等の健康情報を取り扱う者については、厚生労働省労働基準局長が示した留意事項
第14　ガイドラインの見直しについて
このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

人事異動

北海道

○監査委員選任
坂本人士委員は、三月五日任期満了し、同月六日次の者が選任された。
監査委員　飴谷　長藏

岩手県

新
任期満了　（副知事）　宮舘　壽喜
辞職　（政策地域部長）　千葉　茂樹
（以上二月二十日）
副知事　（政策地域部長）　千葉　茂樹
（二月二十一日）
定年退職　（理事）　廣田　淳
辞職　（同）　平井　節生
同　（労働委員会事務局長）　小川　明彦
同　（岩手県議会事務局長）　宮　一夫
定年退職　（監査委員事務局長）　千田　永
同　（人事委員会事務局長）　熊田　淳
（以上三月三十一日）
政策地域部長　職員　中村　一郎
商工労働観光部長　同　橋本　良隆
理事　同　高橋　嘉行
労働委員会事務局長　同　浅沼　浩
岩手県議会事務局長　同　小原　敏文
監査委員事務局長　職員　門口　正雄
人事委員会事務局長　同　佐藤　義昭
（以上四月一日）

○教育委員会委員再任
菅野洋樹委員は、四月一日再任された。

山形県

新
辞職　（企業管理者）　髙橋　邦芳
同　（子育て推進部長）　鏡　京子
同　（県土整備部長）　鹿野　正人
定年退職　（会計管理者）　横澤　正昭
同　（生活環境部長）　佐藤　和志
同　（県議会事務局長）　三浦　秋夫
同　（人事委員会事務局長）　松田　洋一
同　（監査委員会事務局長）　小笠原信順
（以上三月三十一日）
企業管理者　職員　小松喜已男
会計管理者　同　齋藤　豊
企画振興部長　（商工観光部長）　廣瀬　渉
環境エネルギー部長　（企画振興部長）　森谷　俊雄
子育て推進部長　職員　佐々木孝之
健康福祉部長　同　大泉　享子
商工労働観光部長　（健康福祉部長）　深澤　良光
県土整備部長　（国土交通技官）　岡　邦彦
県議会事務局長　職員　佐藤　護
人事委員会事務局長　同　矢口　俊雄
監査委員事務局長　同　小林　正宣
（以上四月一日）

○副議長選挙
坂本貴美雄副議長は、三月十六日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　森田　廣

○教育委員会委員再任
相馬周一郎委員は、四月一日再任された。

栃木県

○議長選挙
神谷幸伸議長は、三月二十三日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　髙橋　文吉

○副議長選挙
岩崎信副議長は、三月二十三日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　五月女裕久彦

新
定年退職　（総合政策部長）　髙橋　正英
同　（産業労働観光部長）　大森　敏秋
同　（農政部長）　吉沢　崇
同　（県土整備部長）　池澤　昭
同　（議会事務局長）　石川　弘
同　（監査委員事務局長）　齋藤　明
（以上三月三十一日）